

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**学会賞選考に関する施行細則**

第1条 本法人は、臨床細胞学の発展に著しく貢献した医師・歯科医師に対して学会賞を授与する。

第2条 学術委員会は、次の基準に従い授賞候補者を選考し理事長に推薦する。

1. 臨床細胞学の学術的発展に顕著な功績をあげたもの。
2. 細胞診専門医及び細胞検査士の育成に貢献したもの。

第3条 選考に当たっては、次の条件を参考とする。

1. 臨床細胞学に関係のある刊行論文、著書、及び学会講演内容。
2. 経歴、細胞診業務、及び教育活動。

第4条 理事長は、理事会の承認を経て受賞者を決定する。

第5条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

**附 則**

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**技師賞選考に関する施行細則**

第1条 本法人は、臨床細胞学の技術面で顕著な業績をあげた細胞検査士に対し技師賞を授与する。

第2条 技師賞は学術部門と功労部門に分けて選考する。

第3条 学術委員会は、細胞検査士のなかから、次の基準に従い若干名の授賞候補者を選考し理事長に推薦する。

- 1) 臨床細胞学の技術面で、顕著な業績をあげ、かつ、その進歩発展に寄与したもの。
- 2) 細胞検査士の指導者として活躍し、成果をあげたもの。
- 3) 細胞検査士歴12年以上のもの。

第4条 選考にあたっては、次の条件を参考とする。

- 1) 臨床細胞学技術面に関する学会発表内容。
- 2) 経歴、細胞診業務および教育活動。

第5条 理事長は、理事会の承認を経て受賞者を決定する。

第6条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

**附 則**

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。